

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定による令和元年度定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 26 日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 市民共創部 市民サービス課，小松駅前行政サービスセンター，
南部行政サービスセンター，あんしん相談センター
- 2 監査実施日 令和2年1月27日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和元年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，市民共創部長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況及び安全対策の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。また，事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

<市民サービス課>

マイナンバーカードについて，国の指針では令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定している。普及にあたっては，パスワード管理が難しいケースなど個々の課題を把握し，具体的なロードマップを持ったうえで広報活動を十分に行い，市民がマイナンバーカード保有のメリットを実感できるような取組に努められたい。